

#### 4 看護婦規則下における准看護婦の実態

——免状授与・資格要件・看護料金に関して

平尾 真智子

わが国の准看護婦制度は大正四年の内務省令看護婦規則において創設されたがその実態についてはよくわかっていない。今回戦前の医療関係法規の解説書や地方医師会史、職業婦人の実態調査などから、看護婦規則下の准看護婦の実態の一部について明らかにしたので報告する。

准看護婦免状については、福井県の大日本私立衛生会南条支部主催の看護婦講習会を明治四十四年に受講し、翌年卒業した丸岡しげに大正四年十二月に授与されたものがある(『武生医師会誌』)。高知県では別科看護婦という伝染病患者の看護のみに従事する看護婦を認めていたが、看護婦規則施行後はその存在が認められなくなるた

め、大正四年九月二日に特に看護婦試験を行い、合格者には九月中に看護婦免状を交付し、不合格者のなかで看護学術につき相当の素養があると認められるものには規則施行後、准看護婦免状を交付した(『大日本私立衛生会雑誌第三九一号』)。静岡県小笠医師会では大正四年から一年の看護婦養成所卒業者に無試験で准看護婦の免状を与えていた(『小笠医師会史』)。長野県医師会でも大正七年に数カ月の修業で無試験で准看護婦の免状を出すことを県に要望することが話し合われた(『長野県医師会史』)。岐阜県女子師範学校では昭和十一年に二カ年で師範学校生に学校看護婦の講習会を実施したが、修了者にはすべて准看護婦免状を交付した(『養護教員の歴史』)。

准看護婦の資格に関する府県から内務省衛生局への照会として、年齢については静岡県知事照会(大正五年六月一四日衛第三四一四号)、大阪府知事照会(大正一四年七月一七日衛第七六九二号)(兵庫県、和歌山県、香川県からも同様の照会)、警視総監照会(大正一四年八月五日乙衛第一八八一号ノ二)がある。住所移転と免許の効力については、「十八歳未満ノ准看護婦住所ヲ他ノ道府県ニ移シタル場

合ノ免許ノ効力ニ関スル件」として、警視總監照会（大正一四年一月二日乙衛第一八八号ノ三）が、「准看護婦住所ヲ他ノ道府県ニ移シタル場合ノ免許ノ効力ニ関スル件」として栃木県知事照会（昭和二年一月一四日衛発第一三三四四号）がある。（『医事関係法令要覧』昭和九年）

准看護婦の看護料金として、大阪府看護婦会組合規約には病気の種類別に、正看護婦と准看護婦の料金が掲載され、徳島県派遣看護婦協会派遣規則・富山県看護婦規則施行細則には一等から三等までの看護婦料金表があり、このうちの三等看護婦は准看護婦である。また大阪には独自の「准看護婦会」が存在した。これは正看護婦、准看護婦のほかは無資格無免許の病人付添婦をも会員としていたもので、主として病院の付添婦を紹介し、会長は男性である（『職業婦人調査』昭和二年）。

東京看護婦組合連合会の設置する東京看護婦学校講師の井口乗海は、近年患者の看護に派出婦が雇われるようになり、内務省衛生局長より庁府県長官宛に、昭和十年十月十八日に「付添婦取締ニ関スル件」（衛発第三七九号）が出されたこと、その結果、付添婦、派出婦として看護

の業務に従事することは「看護婦規則違反」となり、取締の対象になったこと、試験に合格して年齢の足りないものも准看護婦免状をもらって働けるようになったこと、看護婦学校を卒業し試験を受けて不合格となったようなものも准看護婦免状をもらえるようになったこと、を同窓会誌に載せている（『光明第十九号』）。

以上のことから、看護婦規則下の准看護婦免状授与者の修業履歴の内容、年齢などの資格要件の実態、職業としての看護料金、病人付添婦との競合が免状授与へ与えた影響が明らかとなった。

（山梨県立看護大学）